

○ 厚生労働大臣が定める施設基準【平成二十七年四月一日施行】

(傍線の部分は改正部分)

	（参考）現行	（削除）	改後	正
一 指定訪問介護における指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注7に係る施設基準				
前年度の一月当たり実利用者（指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る。以下の号において同じ。）の数（当該指定訪問介護事業所に係る指定訪問介護事業者（同項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）が指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所（同項に規定する指定介護予防訪問介護事業所をいう。）における前年度の一月当たり実利用者の数を含む。）が三十人以上の指定訪問介護事業所であること。				
二 指定訪問介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅訪問介護費の注12に係る施設基準				

サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注12に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。

（削除）

二

指定訪問入浴介護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費の注6に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が二十回以下の指定訪問入浴介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第四十五条第一項に規定する指定訪問入浴介護事業所をいう。）であること。

三

指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注2に係る施設基準

連携する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の名称、住所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）であること。

（削除）

四 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が二百回以下の指定訪問介護事業所であること。

五

指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注2に係る施設基準

連携する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の名称、住所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）であること。

六

指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3に係る施設基準

第一号の規定を準用する。

七 指定訪問看護における指定居宅サービス介護給付費単位数表の

訪問看護費の注8に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。

(削除)

五| 指定通所介護の施設基準

イ 小規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が指定介護予防通所介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）若しくは第一号通所事業（指定居宅サービ

ス等基準第九十三条第一項に規定する第一号通所事業をいう。以下この号において同じ。）の指定のいずれか又は双方の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）及び第一号通所事業における前年度

訪問看護費の注8に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が百回以下の指定訪問看護事業所であること。

(削除)

九| 指定通所介護の施設基準

イ 小規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が三百人以内の指定通所介護事業所であること。

の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。)が三百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) 指定居宅サービス等基準第九十三条に定める看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) 指定療養通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第百五十三条の四に規定する指定療養通所介護事業所をいう。)であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ヘ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準第百五十三条の四に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

指定通所リハビリテーションの施設基準

イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

十
(2) 指定居宅サービス等基準第百五十三条の四に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

指定通所リハビリテーションの施設基準

イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

1

(2) 指定居宅サービス等基準第九十三条に定める看護職員(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
(1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が七百五十人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない指定通所介護事業所であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) 指定療養通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第百五十三条の四に規定する指定療養通所介護事業所をいう。)であること。

(2) イ(2)に該当すること。

ヘ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準第百五十三条の四に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

指定通所リハビリテーションの施設基準

- (1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）に係る指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が七百五十人以下の指定通所リハビリテーション事業所であること。
- (2) 指定居宅サービス等基準第百十二条に定める設備に関する基準に適合していること。
- 口 大規模型通所リハビリテーション費(I)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準
- (1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。
- (2) イ(2)に該当すること。
- ハ 大規模型通所リハビリテーション費(II)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準
- イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。
- イ(2)に該当すること。

- (1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）に係る指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第百十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。以下この号において同じ。）が七百五十人以下の指定通所リハビリテーション事業所であること。
- (2) 指定居宅サービス等基準第百十二条に定める設備に関する基準に適合していること。
- 口 大規模型通所リハビリテーション費(I)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準
- (1) イ(1)に該当しない事業所であつて、前年度の一月当たりの平均利用延人員数が九百人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。
- (2) イ(2)に該当すること。
- ハ 大規模型通所リハビリテーション費(II)を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準
- イ(1)及びロ(1)に該当しない事業所であること。
- イ(2)に該当すること。

七 指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

八 指定通所リハビリテーションにおける指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注9に係る施設基準
リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

九 指定短期入所生活介護の施設基準
イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第百二十二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定居宅サービス等基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十二条号、第十四条号及び第十八号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ロ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看

十一 指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

十二 指定短期入所生活介護の施設基準
イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第二十二条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定居宅サービス等基準第二条第七号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第十五条号、第十七号及び第二十号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ロ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 指定短期入所生活介護事業所が、指定居宅サービス等基準第二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。）である場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看

護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所が、併設事業所（指定居宅サービス等基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、併設本体施設（指定居宅サービス等基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ニ 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合

護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所が、併設事業所（指定居宅サービス等基準第百二十二条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合にあつては、併設本体施設（指定居宅サービス等基準第百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

ニ 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二十二条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合

にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

十

イ 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
（I）単独型短期入所生活介護費（I）又は併設型短期入所生活介護費（I）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第三十二条に規定するユニットをいう。以下この号及び次号において同じ。）に属さない居室（指定居宅サービス等基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十一条第三項第一号に掲げる居室をいう。口及び第十三号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ロ 単独型短期入所生活介護費（I）又は併設型短期入所生活介護費（I）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費（I）又は併設型ユニット型短期入所生活介護費（I）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第六項第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに掲げる居室をいう。以下このハ及びニにおいて

にあつては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

十三

イ 指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
（I）単独型短期入所生活介護費（I）又は併設型短期入所生活介護費（I）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス等基準第百四十条の二に規定するユニット又は特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第三十二条に規定するユニットをいう。以下この号及び次号において同じ。）に属さない居室（指定居宅サービス等基準第百二十四条第六項第一号又は特別養護老人ホーム基準第十一条第三項第一号に掲げる居室をいう。ロ及び第十六号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ロ 単独型短期入所生活介護費（I）又は併設型短期入所生活介護費（I）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ 単独型ユニット型短期入所生活介護費（I）又は併設型ユニット型短期入所生活介護費（I）を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定居宅サービス等基準第百四十条の四第六項第一号イ又は特別養護老人ホーム基準第三十五条第三項第一号イに掲げる居室をいう。以下このハ及びニにおいて

同じ。）（ユニットに属さない居室を改修したもの（居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）を除く。）の利用者に対して行われるものであること。

二 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（ユニットに属さない居室を改修したもの（居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）に限る。）の利用者に対して行われるものであること。

十一 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

十二 指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホーム）において、常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等

の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」といいう。）第三号に規定する基準に該当していないこと。

同じ。）（ユニットに属さない居室を改修したもの（居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）を除く。）の利用者に対して行われるものであること。

二 単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)又は併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（ユニットに属さない居室を改修したもの（居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）に限る。）の利用者に対して行われるものであること。

十四 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

十五 指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホーム）において、常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」といいう。）第三号に規定する基準に該当していないこと。

□ 看護体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。

(一)

指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二)

指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2)

当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）の看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3) イ(2)に該当するものであること。

十三 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たり

□ 看護体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。

(一)

指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二)

指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第百二十二条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(2)

当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）の看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

(3) イ(2)に該当するものであること。

十六 平成十八年四月一日以後従来型個室を利用する者に対する指定短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
指定短期入所生活介護事業所の居室における利用者一人当たり

の面積が、十・六五平方メートル以下であること。

十四

指定短期入所療養介護の施設基準

イ

介護老人保健施設短期入所療養介護の施設基準

入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費⁽ⁱ⁾の介護老人保健施設短期入所療養介護費⁽ⁱ⁾又は^(iv)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

(+) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（

指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指

定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）であるこ

と。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等（当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者及び当該介護老人保健施設の入所者をいう。以下この号において同じ。）の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 通所介護費等の算定方法第四号イ(2)に規定する基準に該

当していないこと。

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費⁽ⁱ⁾の介護老人保健施設短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾又は^(iv)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

(+) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

(2) 次のいずれにも適合すること。

a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者（当該施設内で死亡した者を除く。以下この号において「退所者」という。）の総数のうち、在宅にお

の面積が、十・六五平方メートル以下であること。

十五

指定短期入所療養介護の施設基準

イ

介護老人保健施設短期入所療養介護の施設基準

入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費⁽ⁱ⁾の介護老人保健施設短期入所療養介護費⁽ⁱ⁾又は^(iv)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

(+) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（

指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指

定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）であるこ

と。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等（当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者及び当該介護老人保健施設の入所者をいう。以下この号において同じ。）の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 通所介護費等の算定方法第四号イ(2)に規定する基準に該

当していないこと。

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費⁽ⁱ⁾の介護老人保健施設短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾又は^(iv)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

(+) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

(2) 次のいずれにも適合すること。

a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者（当該施設内で死亡した者を除く。以下この号において「退所者」という。）の総数のうち、在宅にお

いて介護を受けることとなつたもの（当該施設における入所期間が一ヶ月を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の五十を超えていること。

b 退所者の退所後三十日以内（退所時の要介護状態区分

が要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第38号）第一条第三項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一ヶ月以上（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合については、十四日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること。

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

介護老人保健施設短期入所療養介護費^(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費^(Ⅰ)又は^(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

いて介護を受けることとなつたもの（当該施設における入所期間が一ヶ月を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の五十を超えていること。

b 退所者の退所後三十日以内（退所時の要介護状態区分

が要介護四又は要介護五の場合にあっては、十四日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第38号）第一条第三項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一ヶ月以上（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合については、十四日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること。

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

(3) (5) (3) (5)

介護老人保健施設短期入所療養介護費^(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費^(Ⅰ)又は^(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

- (一) 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）附則第十三条に規定する転換（以下「転換」という。）を行つて開設した介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰（かくたん）吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上であること。
- (三) (1)(二)及び(三)に該当すること。
- (4) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (3)(一)及び(三)に該当すること。
- (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰（かくたん）吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (5) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (3)に該当すること。

- (一) 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。）附則第十三条に規定する転換（以下「転換」という。）を行つて開設した介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰（かくたん）吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上であること。
- (三) (1)(二)及び(三)に該当すること。
- (4) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (3)(一)及び(三)に該当すること。
- (二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、喀痰（かくたん）吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (5) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (3)に該当すること。

- (2) 利用者等の合計数が四十以下であること。

(3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(4) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(5) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護の施設基準

(6) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (二) 利用者等の合計数が四十以下であること。

(6) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (4)に該当すること。

(二) 利用者等の合計数が四十以下であること。

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(2) イ(1)-(一)及び(2)に該当すること。

(三) 当していないこと。

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 及び(2)-(一)から(4)までに該当すること。

(3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)-(一)、イ(1)-(一)及び(2)に該当すること。

(4) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)-(一)、イ(1)-(一)及び(2)並びにイ(3)-(一)及び(2)に該当すること。

(5) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) (3)に該当するものであること。

(2) 利用者等の合計数が四十以下であること。

(6) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) (4)に該当するものであること。

(2) 利用者等の合計数が四十以下であること。

ハ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) イ又はロに該当すること。

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)(i)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) 療養病床を有する病院（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等（当該療養病棟における指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の利用者及び入院患者をいう。二からへまで（第六十二号において準用する場合を含む。）において同じ。）の数の合計

(5) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) (3)に該当するものであること。

(2) 利用者等の合計数が四十以下であること。

(6) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)又は(ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) (4)に該当するものであること。

(2) 利用者等の合計数が四十以下であること。

ハ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) イ又はロに該当すること。

二 病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(+) 療養病床を有する病院（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病棟（以下「療養病棟」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十二条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 当該療養病棟の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当すること。

(八) 医療法施行規則第二十一条第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(ii)又は(v)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) に該当するものであること。

(2) 次のいずれにも適合すること。

a 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、重篤な身体疾患有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。

b 算定日が属する月の前三月間における入院患者等のうち、喀痰(かくたん)吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の五十以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(五) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(六) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(七) 当該療養病棟の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十一号に規定する基準に該当すること。

(八) 医療法施行規則第二十一条第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(新設)

(三) 算定日が属する月の前三月間ににおける入院患者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。

a 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

b 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

c 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(四) 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行つていること。

(五) 地域に貢献する活動を行つていてこと（平成二十七年度に限り、平成二十八年度中において当該活動を行うことが見込まれることを含む。）。

(3) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(iii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(2) の規定を準用する。この場合において、(2)(ii)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)(ii)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(4) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)(i)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)、(2)及び四から八までに該当するものであること。
(二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が五又はその端数を増すことにより一以上であること。

(新設)

(2)

病院療養病床短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)、(2)及び四から八までに該当するものであること。
(二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すことにより一以上であること。

(5) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(新設)

(一) (4)に該当するものであること。

(二) (2)から(5)までの規定を準用する。この場合において、

(2) (2)b中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と、(2)

(三) 中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(6) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、(二)及び四から八までに該当するものであること。

(二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 病院療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに

(3) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)、(二)及び四から八までに該当するものであること。

(二) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 病院療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の

一以上であること。

- (四) 通所介護費等の算定方法第四号口(2)に規定する基準に該当していないこと。

- (五) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ（同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する基準に該当すること。

- (六) ニ(1)四、(七)及び(八)に該当するものであること。

- (2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (+) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が八又はその端数を増すことにより以上であること。

- (二) (1)一及び(三)から(六)までに該当するものであること。

△ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (+) ニ(1)一、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

- (二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すことにより以上であること。

- (三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で

数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すことにより以上であること。

- (四) 通所介護費等の算定方法第四号口(2)に規定する基準に該当していないこと。

- (五) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ（同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。）に規定する基準に該当すること。

- (六) ニ(1)四、(七)及び(八)に該当するものであること。

- (2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (+) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すことにより以上であること。

- (二) (1)一及び(三)から(六)までに該当するものであること。

△ ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (+) ニ(1)一、(四)及び(六)から(八)までに該当するものであること。

- (二) 当該療養病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すことにより以上であること。

- (三) 当該療養病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で

、入院患者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅴ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)に該当するものであること。

(2)ニ(2)ニから(5)までの規定を準用する。

(3)ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)又は(Ⅶ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)に該当するものであること。

(2)ニ(2)ニから(5)までの規定を準用する。この場合において、ニ(2)ニb中「百分の五十」とあるのは「百分の三十」と

、ニ(2)ニ中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替えるものとする。

(4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)ニ(2)ニから(4)まで並びにホ(1)ー、(5)及び(6)に該当するものであること。

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)ニ(2)ニから(4)まで並びにホ(1)ー、(5)及び(6)に該当するものであること。

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)(i)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療

(新設)

、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)ニ(2)ニから(4)まで並びにホ(1)ー、(5)及び(6)に該当するものであること。

ト 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)ニ(2)ニから(3)まで、ホ又はへのいずれかに該当するものであること。

チ 診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療

養介護の施設基準

(一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。以下この子及びリにおいて同じ。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等（当該病室における指定短期入所療養介護の利用者及び入院患者をいう。以下この子及びリ（第六十四号において準用する場合を含む。）において同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上であること。

(六) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(七) 診療所（六の診療所を除く。）においては、食堂及び浴室を有していること。

診療所短期入所療養介護費(1)(ii)又は(v)を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

(1) に該当するものであること。

(新設)

(一) 診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該指定短期入所療養介護を行う病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。以下この子及びリにおいて同じ。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上すること。

(三) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 当該指定短期入所療養介護を行う療養病床に係る病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。

(五) 当該指定短期入所療養介護を行う診療所における療養病床以外の病床の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートル以上であること。

(六) 療養病床を有する診療所においては、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号及び第四号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

(七) 診療所（六の診療所を除く。）においては、食堂及び浴室を有していること。

診療所短期入所療養介護費(1)(ii)又は(v)を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

(1) に該当するものであること。

(3) 診療所短期入所療養介護費(I)(Ⅲ)又は(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) に該当するものであること。

(2) (一) (二)(二)から(五)までの規定を準用する。この場合において、
、(二)(二)a中「百分の五十」とあるのは「百分の四十」と
、(二)(二)b中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と
、(二)(三)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替
えるものとする。

(4) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一)及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(2) 当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)又は(IV)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(2) (一) (二)(一)及び(四)から(七)までに該当するものであること。
当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、入院患者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(新設)

(2) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) (一) 及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(二) 当該病室における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

リ ユニット型診療所短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(新設)

(2) (1) (1) (一) 及び(四)から(七)までに該当するものであること。

(2) (1) (1) (一) 及び(四)から(七)までに該当するものであること。

当該病室における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該病室における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)に該当するものであること。

(2)(一)ニ(2)(一)から(五)までの規定を準用する。

(3)ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)又は(Ⅶ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)に該当するものであること。

(2)(一)ニ(2)(一)から(五)までの規定を準用する。この場合において

、ニ(2)(一)a中「百分の五十」とあるのは「百分の四十」と
、ニ(2)(一)b中「百分の五十」とあるのは「百分の二十」と
、ニ(2)(三)中「百分の十」とあるのは「百分の五」と読み替
えるものとする。

ヌ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

チ又はリのいずれかに該当するものであること。

ル 認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所

療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

ル 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

ル 老人性認知症疾患型病棟（健康保険法等の一部を改正す

る法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院（医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令第四十三

（新設）

こと。

（新設）

こと。

ヌ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

チ(1)若しくは(2)又はリのいずれかに該当するものであること。

ル 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短

期入所療養介護の施設基準

ル 老人性認知症疾患型病棟（健康保険法等の一部を改正す

る法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院（医療法施

行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令

条の二の規定の適用を受ける病院に限る。) である指定短期入所療養介護事業所であること。

- (二) 当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
- (五) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
- (2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるもの及び(1)一に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看

第四十三条の二の規定の適用を受ける病院に限る。) である指定短期入所療養介護事業所であること。

- (二) 当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
- (五) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
- (2) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けるもの及び(1)一に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所であること。
- (二) 当該指定短期入所療養介護を行う認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看

護師であること。

(五) 通所介護費等の算定方法第四号口(2)に規定する基準に該当していないこと。

(3) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該認知症病棟における入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもつて除した数（その数

護師であること。

(五) 通所介護費等の算定方法第四号口(2)に規定する基準に該当していないこと。

(3) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該認知症病棟における入院患者の数を四をもつて除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもつて除した数（その数

が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヲ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) (2)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(5) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

ワ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべ

が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ヲ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 認知症病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) (2)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(5) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

ワ ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべ

き指定短期入所療養介護の施設基準

(一) ル(1)(一)及び四に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) ル(2)(一)及び四に該当すること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当していないこと。

力 入所療養介護の施設基準
ル(1)から(5)まで、ヲ又はワ(1)若しくは(2)のいずれかに該当す

き指定短期入所療養介護の施設基準

(一) ル(1)(一)及び四に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) ル(2)(一)及び四に該当すること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号口(3)に規定する基準に該当していないこと。

力 入所療養介護の施設基準
ル(1)から(5)まで、ヲ又はワ(1)若しくは(2)のいずれかに該当す

るものであること。

十五

指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設

短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、介護老人保健施設短期入所

療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅴ)若しく

は(Ⅵ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅶ)の介護老人保健

施設短期入所療養介護費(Ⅷ)若しくは(Ⅸ)、介護老人保健施設短期入所

療養介護費(Ⅹ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅺ)若しく

は(Ⅻ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅼ)の病院療養病床短期

入所療養介護費(Ⅽ)若しくは(Ⅾ)、病院療養病床短期入所療養介護

費(Ⅿ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)、病院療養病床経過

型短期入所療養介護費(ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介

護費(ⅰ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)の病院療養

病床経過型短期入所療養介護費(ⅲ)、診療所短期入所療養介護費

(ⅳ)の診療所短期入所療養介護費(ⅴ)、診療所短期

入所療養介護費(ⅵ)の診療所短期入所療養介護費(ⅶ)、認知症疾患

型短期入所療養介護費(ⅷ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅸ)

、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅹ)の認知症疾患型短期入所

療養介護費(ⅻ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅼ)の認知症疾

患型短期入所療養介護費(ⅽ)、認知症疾患型短期入所療養介護費

(ⅾ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅿ)、認知症疾患型短期入

所療養介護費(ⅻ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅼ)又は認知

症疾患型経過型短期入所療養介護費(ⅽ)を算定すべき指定短期入

所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定居宅サービス等基準第百五十五条の二、介護

老人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び

(新設)

るものであること。

運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に對して行わるべきものであること。

症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは(Ⅳ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは(Ⅴ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。ニにおいて同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

〔第七条第一項の規定に付記する場合を含む〕を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

十六 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

十七 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められ

十八 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に
係る施設基準
十九 第十四号の規定を準用する。

第十八 指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

ることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者と他の利用者とを区別していること。

ロ 他の利用者と区別して日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。

(1) 専ら日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者を入所させるための施設であって、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの。

(2) (1)の施設の入所定員は、四十人を標準とすること。

(3) (1)の施設に入所定員の一割以上の数の個室を設けていること。

(4) (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員一人当たりの面積が二平方メートル以上のデイルームを設けていること。

(5) (1)の施設に日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であって、三十平方メートル以上の面積を有するものを設けていること。

ハ 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、十人を標準とすること。

ニ 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は看

ることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者と他の利用者とを区別していること。

ロ 他の利用者と区別して日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。

(1) 専ら日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者を入所させるための施設であって、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの。

(2) (1)の施設の入所定員は、四十人を標準とすること。

(3) (1)の施設に入所定員の一割以上の数の個室を設けていること。

(4) (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員一人当たりの面積が二平方メートル以上のデイルームを設けていること。

(5) (1)の施設に日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であって、三十平方メートル以上の面積を有するものを設けていること。

ハ 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、十人を標準とすること。

ニ 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は看

護職員を配置すること。

ホ ユニット型指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期

入所療養介護事業所であつて、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定しているものをいう。）でないこと。

十八 指定短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る施設基準

イ 当該介護老人保健施設が次のいずれかに該当すること。

(1) 転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費

(I)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)を算定する指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）を有する病院であつた介護老人保健施設であること。

(2) 転換を行う直前において、療養病床を有する病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の別表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局长等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第七十二号）による改正前の基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号。以下この号において「新基本診療料の施設基準等」という。）第五の三(2)イ②に規定する二十対一配置病棟

護職員を配置すること。

ホ ユニット型指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期

入所療養介護事業所であつて、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定しているものをいう。）でないこと。

二十 指定短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る施設基準

イ 当該介護老人保健施設が次のいずれかに該当すること。

(1) 転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費

(I)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)を算定する指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）を有する病院であつた介護老人保健施設であること。

(2) 転換を行う直前において、療養病床を有する病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の別表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局长等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第七十二号）による改正前の基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号。以下この号において「新基本診療料の施設基準等」という。）第五の三(2)イ②に規定する二十対一配置病棟

又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）第五の三(2)①②に規定する二十対一配置病棟を有するものに限る。」であつた介護老人保健施設であること。

口 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数のうち、介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 通所介護等の算定方法第四号イに規定する基準に該当しないこと。

十九 指定短期入所療養介護における病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

二十 指定短期入所療養介護における診療所設備基準減算に係る施設基準

病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イ又はハに規定する基準に該当していないこと。

（削除）

又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）第五の三(2)①②に規定する二十対一配置病棟を有するものに限る。」であつた介護老人保健施設であること。

口 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数のうち、介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 通所介護等の算定方法第四号イに規定する基準に該当しないこと。

二十一 指定短期入所療養介護における病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと。

二十二 指定短期入所療養介護における診療所設備基準減算に係る施設基準

病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イ又はハに規定する基準に該当していないこと。

二十三 指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設

短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(ii)の病院療養病床短期入所療養介護費(iii)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(ii)の病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

ユニット（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

短期入所療養介護費⁽ⁱⁱ⁾若しくは^(iv)、介護老人保健施設短期入所

療養介護費Ⅱの介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ若しくはⅣ、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲの介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲ若しくはⅣ、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱの病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ、病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱの病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱの病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱの病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅰの病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅱ、病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅱの病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅱの病院療養病床経過型短期入所療養介護費Ⅱ、診療所短期入所療養介護費Ⅰの診療所短期入所療養介護費Ⅱ、診療所短期入所療養介護費Ⅱの診療所短期入所療養介護費Ⅱ、認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅰの認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱ、認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱの認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱの認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱ、認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱの認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱの認知症疾患型短期入所療養介護費Ⅱを算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が一人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅰ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定料費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。二において同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行わるものであること。

療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一

条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

二十一 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

ロ 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所の病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ハ 診療所又は療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二 認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所

二十四 従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

ロ 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所の病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ハ 診療所又は療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所の病室（医療法施行規則第十六条第二号の二又は第三号に規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二 認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所

の病室（指定居宅サービス基準第百四十三条第一項第四号イに規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二十二 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者が、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、

）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。以下同じ。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、

指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）、

）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。

ロ 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであることするものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号、次号及び第二十四号において「利用者」という。）の数は、当該指定特定施設の入居定員の百分の十以

の病室（指定居宅サービス基準第百四十三条第一項第四号イに規定する病室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

二十五 短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第百七十四条に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）が初めて指定を受けた日から起算して三年以上の期間が経過していること。

ロ 当該指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第百七十四条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を受ける入居者の数は、当該指定特定施設の入居定員の百分の十以下であること。

下であること。

ハ 利用の開始に当たつて、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。

(削除)

二 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。

ホ 法第七十六条の二第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九条第十一項の規定による命令、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十一条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第二十五条各項の規定による指示（以下「勧告等」という。）を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

二十三 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対し、二十四時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、

ハ 利用の開始に当たつて、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。

二 当該指定特定施設の入居者（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護を受ける入居者を除く。）の数が、当該指定特定施設の入居定員の百分の八十以上であること。

ホ 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。

ヘ 法第七十六条の二第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令、老人福祉法第二十九条第十一項の規定による命令、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十一条の規定による命令又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第二十五条各項の規定による指示（以下「勧告等」という。）を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して五年以上の期間が経過していること。

二十六 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける者（以下この号において「利用者」という。）に対して、二十四時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、

同意を得てること。

、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得てること。

二十四 指定特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得てすること。

ロ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ 看取りに関する職員研修を行つてること。

二十五 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。）であること。

二十六 指定期巡回・隨時対応型訪問介護看護における指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注6に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所であること。

二十七 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ 夜間対応型訪問介護費(I)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オペレーションセンター（指定地域密着型サービス基準第五

二十七 指定福祉用具貸与における指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に係る施設基準

一月当たり実利用者数が十五人以下の指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス等基準第百九十四条第一項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。）であること。

二十八 指定期巡回・随时対応型訪問介護看護における指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随时対応型訪問介護看護費の注6に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所であること。

二十九 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ 夜間対応型訪問介護費(I)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オペレーションセンター（指定地域密着型サービス基準第五

条第一項に規定するオペレーションセンターをいう。以下同じ。)を設置していること。

口 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準
オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)に代えて夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定することができる。

(削除)

二十八

指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 単独型指定認知症対応型通所介護 (指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型指定認知症対応型通所介護をいう。)を行う指定認知症対応型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

口 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型通

条第一項に規定するオペレーションセンターをいう。以下同じ。)を設置していること。

口 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準
オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)に代えて夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定することができる。

三十 指定夜間対応型訪問介護における指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費の注2に係る施設基準

前年度の一月当たり実利用者 (指定夜間対応型訪問介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る。)の数が三十人以上の指定夜間対応型訪問介護事業所であること。

三十一

指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

(1) 単独型指定認知症対応型通所介護 (指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型指定認知症対応型通所介護をいう。)を行う指定認知症対応型通所介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

口 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型通

所介護の施設基準

(1) 併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ハ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型通所介護費の施設基準

(1) 共用型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

（削除）

所介護の施設基準

(1) 併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ハ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型通所介護費の施設基準

(1) 共用型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。）を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

(2) 指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

（削除）

三十二 指定小規模多機能型居宅介護における指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費の注2に係る施設基準

前年度の一月当たり実登録者（指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の所在する建物と同一の建物に居住する者に限る。以下この号において同じ。）の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的

な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）における前年度の一月当たりの実登録者の数を含む。）が登録定員の百分の八十以上の指定小規模多機能型居宅介護事業所であること。

二十九 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に

係る施設基準
イ 看護職員配置加算(Ⅰ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

- (1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を一名以上配置していること。
(2) 通所介護費等の算定方法第七号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護職員配置加算(Ⅱ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

- (1) 専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ 看護職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準

- (1) 看護職員を常勤換算方法で一名以上配置していること。
(2) イ(2)に該当するものであること。

三十 指定小規模多機能型居宅介護における看取り連携体制加算に 係る施設基準

イ 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。

三十一 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）を構成する共同生活住居（法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）の数が一であること。
- (2) 指定地域密着型サービス基準第九十条に定める従業者の員数を置いていること。

ロ 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。
- (2) イ(2)に該当すること。

ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が一であること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービ

三十四 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）を構成する共同生活住居（法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）の数が一であること。
- (2) 指定地域密着型サービス基準第九十条に定める従業者の員数を置いていること。

ロ 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。
- (2) イ(2)に該当すること。

ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が一であること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）の事業を行う者が、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定

ス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。

- (3) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は一名とすること。
- (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
- (5) 短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。
- (6) イ(2)に該当するものであること。
- 二 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。
- ハ(2)から(6)までに該当するものであること。

三十二 指定認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算

- 地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防支援（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。
- (3) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は一名とすること。
- (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
- (5) 短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。
- (6) イ(2)に該当するものであること。
- 二 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
- (1) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。
- ハ(2)から(6)までに該当するものであること。

三十五 指定認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係

に係る施設基準

イ 夜間支援体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1) 通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していないこと。

(2) 前号イ又はハに該当すること。

(3) (2) (1) 夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。以下この号において同じ。）及び宿直勤務に当たる者の合計数が二以上であること。

ロ 夜間支援体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1) (1) (1) に該当すること。

(2) (1) 前号ロ又はニに該当すること。

(3) (2) (1) 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者の合計数が、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数に一を加えた数以上であること。

(新設)

る施設基準
(新設)

通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していないこと。

三十三 指定認知症対応型共同生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得てのこと。

ロ 医師、看護職員（指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、

適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。

ハ 看取りに関する職員研修を行つてのこと。

三十四 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していること。

ロ 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

三十五 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の施設基準

第二十二号の規定を準用する。この場合において、同号ホ中「第七十六条の二第一項」とあるのは、「第七十八条の九第一項」と読み替えるものとする。

三十六 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

第二十三号の規定を準用する。

三十七 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

第二十四号の規定を準用する。

三十八 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

三十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべ

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福

祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地

三十六 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していること。

ロ 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

三十七 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の施設基準

第二十五号の規定を準用する。この場合において、同号ヘ中「第七十六条の二第一項」とあるのは、「第七十八条の九第一項」と読み替えるものとする。

三十八 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

第二十六号の規定を準用する。

(新設)

三十九 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着

型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福

祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地

き指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a 口(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）であること。

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第四十一号及び第四十二号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号口に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

a 口(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

口 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の

a 口(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）であること。

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第四十二号及び第四十三号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号口に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a 口(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

口 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指

定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

施設基準

a 平成十八年三月三十一日前に指定介護老人福祉施設（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）の指定を受けた入所定員が二十六人以上二十九人以下である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第三項の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）に係る法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたものであること。

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

a ロ(1)aに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設

a 平成十八年三月三十一日前に指定介護老人福祉施設（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）の指定を受けた入所定員が二十六人以上二十九人以下である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第三項の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）に係る法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたものであること。

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1)aに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設

人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

a (1) a 及び b に規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

a (2) a 及び b に規定する施設基準に該当するものであること。

b 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

三十九 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニックト（指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロ、ハ及び第四十五号において同じ。（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

基準

(1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (1) a 及び b に規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a (2) a 及び b に規定する施設基準に該当するものであること。

b 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

四十 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニックト（指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項第一号に掲げる居室をいう。ロ、ハ及び第四十五号において同じ。（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

口 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)、経過的地域密着型介

域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に對して行われるものであること。

（削除）

ハ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ニにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)を満たすものに限る。）の入居者に對して行われるものであること。

ホ

ハ 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、経過的地域密着型介護老人福祉施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に對して行われるものであること。
二 ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に對して行われるもの（口に該当するものを除く。）であること。

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ホにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)を満たすものに限る。）の入居者に對して行われるものであること。

二

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、ユニット

、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費^(Ⅱ)又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費^(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イ(3)ii)を満たすものに限り、同号イ(3)i)を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

四十 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十号の規定を準用する。

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 日常生活継続支援加算^(Ⅰ)を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イ(3)ii)を満たすものに限り、同号イ(3)i)を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

四十一 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十四号の規定を準用する。

四十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

イ 入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四若しくは要介護五の者の占める割合が百分の七十以上、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者の占める割合が百分の六十五以上又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

a 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の七十以上であること。

b | 算定日の属する月の前六月間又は前十二月間ににおける新

規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が百分の六十五以上であること。

c | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者

者の占める割合が入所者の百分の十五以上であること。

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又は

その端数を増すごとに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当して

いないこと。

口 日常生活継続支援加算(Ⅱ)を算定すべき指定地域密着型介護老

人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) イ(2)から(4)までに該当すること。

四十二 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看護体制加算に係る施設基準

四十三 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設

施設入所者生活介護の施設基準

(1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

ハ 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

口 介護福祉士の数が、常勤換算方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

イ 看護体制加算(Ⅰ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定していること。

(2) 常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十号に規定する基準に該当していないこと。

口 看護体制加算(Ⅰ)口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経

ニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措
置入所者経過的地域密着型介護老人福
祉施設入所者生活介護費を算定していること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) イ(1)に該当すること。

(2) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、
又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション
の看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確
保していること。

(4) イ(3)に該当するものであること。

二 看護体制加算(Ⅱ)口を算定すべき指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の施設基準

(1) ロ(1)に該当するものであること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

四十三 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア
加算に係る施設基準

イ 十二人を標準とする単位（以下この号において「準ユニット
」といふ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所
者生活介護を行つてること。

ロ 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを
整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室（
利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）

口 看護体制加算(Ⅰ)口を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設
サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費、ユニット型経

過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措
置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定し
ていること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定すべき指定地域密着型介護福祉施設
サービスの施設基準

(1) イ(1)に該当すること。

(2) 看護職員を常勤換算方法で二名以上配置していること。

(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、
又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション
の看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確
保していること。

(4) イ(3)に該当するものであること。

二 看護体制加算(Ⅱ)口を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設
サービスの施設基準

(1) ロ(1)に該当するものであること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

四十四 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア
加算に係る施設基準

イ 十二人を標準とする単位（以下この号において「準ユニット
」といふ。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所
者生活介護を行つてること。

ロ 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを
整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室（
利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）

を設けていること。

ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

と。

(1) 日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間（午後六時から午後十時までの時間）及び深夜（午後十時から午前六時までの時間）をいう。以下同じ。（）において、二準ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

四十四 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

四十五 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における看取り介護加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得てること。
ハ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見

を設けていること。

ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

と。

(1) 日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間（午後六時から午後十時までの時間）及び深夜（午後十時から午前六時までの時間）をいう。以下同じ。（）において、二準ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

四十五 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

四十六 指定地域密着型介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

ロ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得てること。

ハ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見

直しを行うこと。

二 看取りに関する職員研修を行つてること。
ホ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

四十六 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること。

四十七 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上であること。

(2) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下の号及び第五十一号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十二号口に規定する基準に該当していないこと。

ロ 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人であること。
(2) イ(2)及び(3)に該当すること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入

ハ 看取りに関する職員研修を行つてること。

二 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行うこと。

四十七 指定居宅介護支援における指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表の居宅介護支援費の注4に係る施設基準

一月当たり実利用者数が二十人以下の指定居宅介護支援事業所であること。

四十八 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上であること。

(2) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下の号及び第五十二号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十二号口に規定する基準に該当していないこと。

ロ 小規模介護福祉施設サービス費又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人であること。
(2) イ(2)及び(3)に該当すること。

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入

所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入居定員が三十一人以上であること。

(2) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当していないこと。

二 ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入居定員が三十人であること。
(2) 及び(3)に該当すること。

四十八 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)、小規模介護福祉施設サービス費

(Ⅰ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に掲げる居室をいう。口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が一人のものに限る。）の

所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入居定員が三十一人以上であること。

(2) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当していないこと。

二 ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入居定員が三十人であること。
(2) 及び(3)に該当すること。

四十九 指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護福祉施設サービス費(Ⅰ)、小規模介護福祉施設サービス費

(Ⅰ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅰ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定介護老人福祉施設基準第三十八条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない居室（指定介護老人福祉施設基準第三条第一項第一号に掲げる居室をいう。口において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が一人のものに限る。）の

平成二十四年四月一日において現に存する指定介護老人福祉

入所者に対して行われるものであること。

(削除)

ハ ユニット型介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)又は小規模旧措置サービス費^(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ニにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われること。

二 ユニット型介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ホにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われること。

ホ ユニット型介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居

施設（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）において、ユニットに属しない居室（定員が一人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ 介護福祉施設サービス費^(III)、小規模介護福祉施設サービス費^(III)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(III)又は小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(III)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属しない居室（定員が一人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるもの（ロに該当するものを除く。）であること。

二 ユニット型介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イに掲げる居室をいう。ホにおいて同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われること。

ホ ユニット型介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費^(I)、ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費^(I)を算定すべき指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居

宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

四十九 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

五十 指定介護福祉施設サービスにおける日常生活継続支援加算に係る施設基準

第四十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又は旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」とあるのは「介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費又は旧措置入所者介護福祉施設サービス費」と、同号イ(4)中「第十号」とあるのは「第十二号」と、同号ロ(1)中「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費、ユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費又はユニット型旧措置入所者地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」とあるのは「ユニット型介護福祉施設サービス費、ユニット型小規模介護福祉施設サービス費又はユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費」と読み替えるものとする。

宅サービス基準改正省令附則第三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入居者に対して行われるものであること。

五十一 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(イ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十一人以上五十人以下であること。

五十二 指定介護福祉施設サービスにおける看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(イ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) (2) 通所介護費等の算定方法第十二号に規定する基準に該当していないこと。

口 看護体制加算(Ⅰ)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ(1)に該当すること。

(2) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号口に定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(3) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号口に定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(4) イ(3)に該当すること。

二 看護体制加算(Ⅱ)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

ロ(1)に該当すること。

ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

五十二 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第四十三号の規定を準用する。

五十三 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する

常勤の看護師を一名以上配置していること。

(3) (2) 通所介護費等の算定方法第十二号に規定する基準に該当しないこと。

口 看護体制加算(Ⅰ)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 入所定員が三十人又は五十一人以上であること。

(2) イ(2)及び(3)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅱ)イを算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ(1)に該当すること。

(2) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号口に定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(3) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第三号口に定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

(4) イ(3)に該当すること。

二 看護体制加算(Ⅱ)口を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

ロ(1)に該当すること。

ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

五十三 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第四十四号の規定を準用する。

五十四 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する

指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

第四十四号の規定を準用する。

五十四 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

第五十五号の規定を準用する。

施設基準

第四十五号の規定を準用する。

五十五 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費(i)の介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(+) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 通所介護費等の算定方法第十三号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護保健施設サービス費(i)の介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(+) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

(2) 次のいずれにも適合すること。

- a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者（当該施設内で死亡した者を除く。以下この号において「退所者」という。）のうち、在宅において介護を受けることとなつたもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の五十を超えていること。
- b 退所者の退所後三十日以内（退所時の要介護状態区分

指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

第四十五号の規定を準用する。

五十五 指定介護福祉施設サービスにおける看取り介護加算に係る施設基準

施設基準

第四十六号の規定を準用する。

五十五 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 介護保健施設サービス費(i)の介護保健施設サービス費(i)又は(iii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(+) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 通所介護費等の算定方法第十三号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護保健施設サービス費(i)の介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(+) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

(2) 次のいずれにも適合すること。

- a 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者（当該施設内で死亡した者を除く。以下この号において「退所者」という。）のうち、在宅において介護を受けることとなつたもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が百分の五十を超えていること。
- b 退所者の退所後三十日以内（退所時の要介護状態区分

が要介護四又は要介護五の場合にあつては、十四日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、十四日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること。

(三) 三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であること。

(四) 次のいずれかに適合すること。

a 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割合が百分の三十五以上であること。

b 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、喀痰（かくたん）吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十以上であること。

(五) (1)に該当すること。

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(i)又は(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて開設した介護老人保健施設であること。

(二) 算定日が属する月の前十二月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分

が要介護四又は要介護五の場合にあつては、十四日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上（退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、十四日以上）継続する見込みであることを確認し、記録していること。

(三) 三十・四を当該施設の入所者の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上であること。

(四) 次のいずれかに適合すること。

a 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四及び要介護五の者の占める割合が百分の三十五以上であること。

b 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、喀痰（かくたん）吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十以上であること。

(五) (1)に該当すること。

(3) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(i)又は(Ⅲ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に転換を行つて開設した介護老人保健施設であること。

(二) 算定日が属する月の前十二月間における新規入所者の総数のうち、医療機関を退院し入所した者の占める割合から自宅等（法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所並びに他の社会福祉施設等を除く。）から入所した者の占める割合を減じて得た数が百分

の三十五以上であることを標準とすること。ただし、当該基準を満たすことができない特段の事情があるときはこの限りでない。

- (三) 算定日が属する月の前三月間における入所者等（当該介護老人保健施設の入所者及び当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号において同じ。）のうち、喀痰（かくたん）吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。
- (四) (1)に該当するものであること。
- (4) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
- (5) (1)、(2)及び(四)に該当するものであること。
- (2) 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰（かくたん）吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (6) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
- (4) (1)に該当するものであること。
- (2) 入所者等の合計数が四十以下であること。
- (6) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)の介護保健施設サービス費(Ⅳ)又は(Ⅴ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
- (4) (1)に該当するものであること。
- (2) 入所者等の合計数が四十以下であること。

の三十五以上であることを標準とすること。ただし、当該基準を満たすことができない特段の事情があるときはこの限りでない。

- (三) 算定日が属する月の前三月間における入所者等（当該介護老人保健施設の入所者及び当該介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の利用者をいう。以下この号において同じ。）のうち、喀痰（かくたん）吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。
- (四) (1)に該当するものであること。
- (4) 介護保健施設サービス費(Ⅱ)の介護保健施設サービス費(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
- (5) (1)、(2)及び(四)に該当するものであること。
- (2) 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰（かくたん）吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の二十以上及び著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
- (6) 介護保健施設サービス費(Ⅲ)の介護保健施設サービス費(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
- (4) (1)に該当するものであること。
- (2) 入所者等の合計数が四十以下であること。
- (6) 介護保健施設サービス費(Ⅳ)の介護保健施設サービス費(Ⅳ)又は(Ⅴ)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準
- (4) (1)に該当するものであること。
- (2) 入所者等の合計数が四十以下であること。

口 ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) イ(1)(一)に該当するものであること。

(二) 通所介護費等の算定方法第十三号ハに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 及びイ(2)(一)から四までに該当するものであること。

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 及びイ(3)(一)から三までに該当するものであること。

(4) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 及びイ(3)(一)及び(2)(一)並びにイ(4)(一)に該当するものであること。

(5) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (3)に該当すること。

(二) 入所者等の合計数が四十以下であること。

(6) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

口 ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) イ(1)(一)に該当するものであること。

(二) 通所介護費等の算定方法第十三号ハに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 及びイ(2)(一)から四までに該当するものであること。

(3) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 及びイ(3)(一)から三までに該当するものであること。

(4) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 及びイ(3)(一)及び(2)(一)並びにイ(4)(一)に該当するものであること。

(5) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(i)又は(ii)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (3)に該当すること。

(二) 入所者等の合計数が四十以下であること。

(6) ユニット型介護保健施設サービス費(i)のユニット型介護保健施設サービス費(ii)又は(iv)を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(一) (4)に該当するものであること。

(二) (4)に該当するものであること。

五十六 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護保健施設サービス費^(I)の介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾、介護保健施設サービス費^(II)の介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾又は介護保健施設サービス費^(III)の介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいう。口及び第六十号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護保健施設サービス費^(I)の介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは^(iv)、介護保健施設サービス費^(II)の介護保健施設サービス費⁽ⁱⁱⁱ⁾若しくは^(iv)又は介護保健施設サービス費^(III)の介護保健施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾若しくは^(iv)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾、ユニット型介護保健施設サービス費^(I)のユニット型介護保健施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾のユニット型介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾又はユニット型介護保健施設サービス費^(III)のユニット型介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条

(一) (4)に該当するものであること。

(二) 入所者等の合計数が四十以下であること。

五十七 介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護保健施設サービス費^(I)の介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾、介護保健施設サービス費^(II)の介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾又は介護保健施設サービス費^(III)の介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（介護老人保健施設基準第三十九条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいう。口及び第六十一号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ 介護保健施設サービス費^(I)の介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは^(iv)、介護保健施設サービス費^(II)の介護保健施設サービス費⁽ⁱⁱⁱ⁾若しくは^(iv)又は介護保健施設サービス費^(III)の介護保健施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾若しくは^(iv)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾、ユニット型介護保健施設サービス費^(I)のユニット型介護保健施設サービス費⁽ⁱⁱ⁾のユニット型介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾又はユニット型介護保健施設サービス費^(III)のユニット型介護保健施設サービス費⁽ⁱ⁾若しくは⁽ⁱⁱ⁾を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条

第二項第一号イに掲げる療養室をいう。二において同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

五十七 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十号の規定を準用する。

五十八 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準
イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
ロ リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

五十九 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第二項第一号イに掲げる療養室をいう。二において同じ。）（同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

二 ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)又はユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ)のユニット型介護保健施設サービス費(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)を算定すべき介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限り、同号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

五十八 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十四号の規定を準用する。

五十九 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準
イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。
ロ リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

六十 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十七号の規定を準用する。

六十 平成十八年四月一日以後從來型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が

、八・〇平方メートル以下であること。

六十一 介護老人保健施設における療養体制維持特別加算に係る施設基準

第十八号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは「第十三号」と読み替えるものとする。

六十二 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十四号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十四号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十四号への規定を準用する。この場合において、同号ヘ(1)四中「第四号ロ(3)」とあるのは「第十四号イ(3)」と読み替えるものとする。

二 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養

第十九号の規定を準用する。

六十一 平成十八年四月一日以後從來型個室に入所する者に対する介護保健施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

介護老人保健施設の療養室における入所者一人当たりの面積が

、八・〇平方メートル以下であること。

六十二 介護老人保健施設における療養体制維持特別加算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第四号イ」とあるのは「第十三号」と読み替えるものとする。

六十三 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十七号ニの規定を準用する。この場合において、同号ニ(1)五中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十七号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)四中「第四号ロ(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

ハ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十七号への規定を準用する。この場合において、同号ヘ(1)四中「第四号ロ(3)」とあるのは「第十四号イ(3)」と読み替えるものとする。

二 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養

施設サービスの施設基準

第十四号チ(1)五及び七を除く。)の規定を準用する。この場合において、同号チ(1)二及び三並びに(4)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号チ(4)中「(1)一及び四から七まで」とあるのは「(1)一、四及び六」と読み替えるものとする。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十四号リの規定を準用する。この場合において、同号リ(1)中「チ(1)一及び四から七まで」とあるのは「チ(1)一、四及び六」と、同号リ(1)二及び三中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と読み替えるものとする。

ヘ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十四号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)五及び(2)五中「第四号口(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十四号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号口(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

チ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十四号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)四及び(2)四中「第四号口(3)」とあるのは「第十四号イ(3)」と読み替えるものとする。

施設サービスの施設基準

第十七号チ(1)五及び七を除く。)の規定を準用する。この場合において、同号チ(1)二及び三並びに(2)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と、同号チ(2)中「(1)一及び四から七まで」とあるのは「(1)一、四及び六」と読み替えるものとする。

ホ ユニット型診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十七号リの規定を準用する。この場合において、同号リ(1)中「チ(1)一及び四から七まで」とあるのは「チ(1)一、四及び六」と、同号リ(2)及び(3)中「病室」とあるのは「療養病床に係る病室」と読み替えるものとする。

ヘ 認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十七号ルの規定を準用する。この場合において、同号ル(1)五及び(2)五中「第四号口(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十七号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号口(2)」とあるのは「第十四号イ(2)」と読み替えるものとする。

チ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第十七号ワの規定を準用する。この場合において、同号ワ(1)四及び(2)四中「第四号口(3)」とあるのは「第十四号イ(3)」と読み替えるものとする。

六十三 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減

六十四 指定介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減

算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

六十四 指定介護療養施設サービスにおける病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

第十九号の規定を準用する。

六十五 指定介護療養施設サービスにおける病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。

六十六 指定介護療養施設サービスにおける診療所療養病床設備基準減算に係る施設基準

第二十一号の規定を準用する。

六十七 指定介護療養施設サービスにおける別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(i)、(ii)若しくは(iii)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(i)若しくは(ii)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)若しくは(ii)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)若しくは(ii)若しくは(iii)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定め

算に係る施設基準

第十四号の規定を準用する。

六十五 指定介護療養施設サービスにおける病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

第二十一号の規定を準用する。

六十六 指定介護療養施設サービスにおける病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

第二十二号の規定を準用する。

六十七 指定介護療養施設サービスにおける別に厚生労働大臣が定める基準

イ 療養型介護療養施設サービス費(I)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(II)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型介護療養施設サービス費(III)の療養型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(I)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、療養型経過型介護療養施設サービス費(II)の療養型経過型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(I)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、診療所型介護療養施設サービス費(II)の診療所型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

る基準

ユニット（指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。口及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入院患者に對して行われるものであること。

ユニット（指定介護療養型医療施設基準第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない病室（指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。口及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入院患者に対する行わるべきものであること。

口
療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)、(V)若しくは(Ⅵ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅴ)、療養型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の施設サービス費(Ⅲ)の療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準
ニシットに属さない病室（定員が二人以上のものに限る。）
ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)の入院患者に対して行われるものであること。

、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費^(I)、ユニット型療養所型介護療養施設サービス費^(I)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)若しくは^(II)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室（指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ、第四十条第二項第一号イ又は第四十一条第二項第一号イに掲げる病室をいう。ニにおいて同じ。）（指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾、第四十条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾又は第四十一条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾（これらの規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の入院患者に對して行われるものであること。

二 ユニット型療養型介護療養施設サービス費^(IV)、^(V)若しくは^(VI)、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費^(II)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費^(IV)、^(V)若しくは^(VI)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(II)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(II)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室（指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱⁱ⁾、第四十条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱⁱ⁾又は第四十一条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱⁱ⁾を満たすものに限り、指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾、第四十条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾又は第四十一条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾（これら

養型経過型介護療養施設サービス費^(I)、ユニット型診療所型介護療養施設サービス費^(I)、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(I)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(II)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(II)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費^(II)を算定すべき指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する病室（指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱⁱ⁾、第四十条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱⁱ⁾又は第四十一条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱⁱ⁾を満たすものに限り、指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾、第四十条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾又は第四十一条第二項第一号イ⁽³⁾⁽ⁱ⁾（これら

の規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入院患者に対して行われるものであること。

六十七 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準イ 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設の病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ロ 認知症病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

(削除)

六十八 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費の注3に係る施設基準

第一号の規定を準用する。

七十 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費の注5に係る施設基準
一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。

護予防訪問介護費の注5に係る施設基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。

(削除)

の規定を指定居宅サービス基準改正省令附則第七条第一項により読み替えて適用する場合を含む。)を満たすものを除く。)の入院患者に対して行われるものであること。

六十八 平成十八年四月一日以後従来型個室に入院する者に対する指定介護療養施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準イ 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設の病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

ロ 認知症病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設の病室における入院患者の一人当たりの面積が、六・四平方メートル以下であること。

六十九 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費の注3に係る施設基準

第一号の規定を準用する。

七十 指定介護予防訪問介護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費の注5に係る施設基準
一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防訪問介護事業所であること。

七十一 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注4に係る施設基準

第一号の規定を準用する。

六十九 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス
介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注6に係る施設
基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問入浴介護
事業所（指定介護予防サービス等基準第四十七条第一項に規定す
る指定介護予防訪問入浴介護事業所をいう。）であること。

（削除）

七十 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護給
付費単位数表の介護予防訪問看護費の注7に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業
所（指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する指
定介護予防訪問看護事業所をいう。）であること。

（削除）

七十一 指定介護予防通所介護における指定介護予防サービス介護
給付費単位数表の介護予防通所介護費の注1に係る施設基準
旧指定介護予防サービス等基準第九十七条に定める看護職員又は
は介護職員の員数を置いていること。

七十二 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第九号の規定を準用する。

七十三 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が
定める基準

第十号の規定を準用する。

七十四 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関
する規定を準用する。

七十二 指定介護予防訪問入浴介護における指定介護予防サービス
介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費の注6に係る施設
基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防サービス等基準
第四十七条第一項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業所を
いうこと。

七十三 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護
給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注2に係る施設基準
第一号の規定を準用する。

七十四 指定介護予防訪問看護における指定介護予防サービス介護
給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注7に係る施設基準

一月当たり延訪問回数が五回以下の指定介護予防訪問看護事業
所（指定介護予防サービス等基準第六十三条第一項に規定する指
定介護予防訪問看護事業所をいう。）であること。

七十五 指定介護予防訪問リハビリテーションにおける指定介護予
防サービス給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーションの
注2に係る施設基準

第一号の規定を準用する。

七十六 指定介護予防通所介護における指定介護予防サービス介護
給付費単位数表の介護予防通所介護費の注1に係る施設基準

指定介護予防サービス等基準第九十七条に定める看護職員又は
介護職員の員数を置いていること。

七十七 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第十二号の規定を準用する。

七十八 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が
定める基準

第十三号の規定を準用する。

七十九 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関
する規定を準用する。

する減算に係る施設基準

第十一号の規定を準用する。

七十五 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十三号の規定を準用する。

七十六 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

第十四号の規定を準用する。

七十七 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十五号の規定を準用する。

七十八 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十号の規定を準用する。

七十九 指定介護予防短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る施設基準

第十八号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第
四号イ」とあるのは「第十九号イ」と読み替えるものとする。

八十 指定介護予防短期入所療養介護における病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

第十九号の規定を準用する。

八十一 指定介護予防短期入所療養介護における診療所設備基準減算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。
(削除)

八十二 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

する減算に係る施設基準

第十四号の規定を準用する。

八十三 指定介護予防短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第
四号イ」とあるのは「第十八号イ」と読み替えるものとする。

八十四 指定介護予防短期入所療養介護における病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

第二十一号の規定を準用する。

八十五 指定介護予防短期入所療養介護における診療所設備基準減算に係る施設基準

第二十二号の規定を準用する。

八十六 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第二十三号の規定を準用する。

八十七 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十六号の規定を準用する。

八十八 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十七号の規定を準用する。

八十九 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

(新設)

第十七号の規定を準用する。

七十七 指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第十四号の規定を準用する。

七十八 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第十号の規定を準用する。

七十九 指定介護予防短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る施設基準

第十八号の規定を準用する。この場合において、同号ハ中「第
四号イ」とあるのは「第十九号イ」と読み替えるものとする。

八十 指定介護予防短期入所療養介護における病院療養病床療養環境減算に係る施設基準

第十九号の規定を準用する。

八十一 指定介護予防短期入所療養介護における診療所設備基準減算に係る施設基準

第二十号の規定を準用する。
(削除)

八十二 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

八十七 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第二十一号の規定を準用する。

第二十四号の規定を準用する。

八十三 指定介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス
介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2に係る施設
基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防福祉用具貸与
事業所（指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規
定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。）であること。

八十四 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第二十八号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)及
びロ(2)中「指定地域密着型サービス基準第四十二条」とあるのは
「指定地域密着型介護予防サービス基準第五条」と、同号ハ(2)中
「指定地域密着型サービス基準第四十五条」とあるのは「指定地
域密着型介護予防サービス基準第八条」と読み替えるものとする
。

（削除）

八十五 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第三十一号の規定を準用する。

八十六 指定介護予防認知症対応型共同生活介護における夜間支援
体制加算に係る施設基準

第三十二号の規定を準用する。この場合において、同号イ(1)中
「第八号」とあるのは「第二十二号」と、同号イ(2)中「前号イ又
はハ」とあるのは「第三十二号イ又はハ」と、同号ロ(2)中「前号
ロ又はハ」とあるのは「第三十二号ロ又はハ」と読み替えるもの

八十八 指定介護予防福祉用具貸与における指定介護予防サービス
介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2に係る施設
基準

一月当たり実利用者数が五人以下の指定介護予防福祉用具貸与
事業所（指定介護予防サービス等基準第二百六十六条第一項に規
定する指定介護予防福祉用具貸与事業所をいう。）であること。

八十九 指定介護予防認知症対応型通所介護の施設基準

第三十一号の規定を準用する。この場合において、同号イ(2)及
びロ(2)中「指定地域密着型サービス基準第四十二条」とあるのは
「指定地域密着型介護予防サービス基準第五条」と、同号ハ(2)中
「指定地域密着型サービス基準第四十五条」とあるのは「指定地
域密着型介護予防サービス基準第八条」と読み替えるものとする
。

九十一 指定介護予防小規模多機能型居宅介護における指定地域密着
型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成
十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予
防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介
護費の注2に係る施設基準

第三十二号の規定を準用する。

九十一 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の施設基準

第三十四号の規定を準用する。

九十二 指定介護予防認知症対応型共同生活介護における夜間ケア
加算に係る施設基準

第三十五号の規定を準用する。この場合において、同号中「第
八号」とあるのは「第二十二号」と、同号イ(2)中「前号イ又
はハ」とあるのは「第三十二号イ又はハ」と、同号ロ(2)中「前号
ロ又はハ」とあるのは「第三十二号ロ又はハ」と読み替えるものとす
る。

とする。